

指 名 停 止 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：水谷工業株式会社（法人番号9380001011603）

業 者 の 住 所：福島県石川郡石川町当町11

2. 指名停止措置期間：令和7年2月6日から令和7年5月5日まで
（3か月）

3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管轄区域内（青森県、岩手県、宮城県、
秋田県、山形県及び福島県）

4. 事 実 概 要：

有資格者の従業員は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検察庁から談合罪で略式起訴された。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（競売入札妨害又は談合） 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内